

1-2 平成18年度における老人保健事業の実施について

【ポイント】

- ① 65歳以上の者については、老人保健事業により「健康診査」及び「健康手帳の交付」を実施し、別途、地域支援事業（介護予防事業）において介護予防に資する事業を実施。
- ② 老人保健事業における65歳未満の者に対する事業は現行どおり実施。
- ③ 「保健事業平成17年度計画」を引き継ぐ新たな計画の在り方については検討中。

ポイント① ～65歳以上の者に対する事業～

(1) 地域支援事業の創設

「老人保健事業の見直しに関する検討会中間報告」や「社会保障審議会介護保険部会報告」等を踏まえ、介護保険制度において新たに「地域支援事業」を創設し、介護予防に資する事業を展開する。

(2) 老人保健事業における事業

65歳以上の者に対しては、老人保健事業により「健康診査」及び「健康手帳の交付」を実施し、地域支援事業（介護予防事業）により、別途、介護予防に資する事業を実施する。

なお、老人保健事業において実施する65歳以上の者に対する基本健康診査については、現行の診査項目に併せて生活機能に関するチェック項目を実施する予定である（別添参照）。

(3) 老人保健事業の事業費

65歳以上の者に対する「健康診査」及び「健康手帳の交付」以外の事業費は、老人保健事業としては要求していない。

(参考)

平成17年度予算額	29,013,548千円
平成18年度概算要求額	23,962,687千円
	(△5,060,861千円)

ポイント② ～65歳未満の者に対する事業～

- 65歳未満の者に対する老人保健事業については、現行どおり6事業を実施する予定であり、事業費についても、現行の枠組に基づき要求している。

ポイント③ ～今後の保健事業計画～

(1) 平成17年度における対応

老人保健事業については、平成16年度をもって終了する「保健事業第4次計画」から、今般の介護保険制度改正が施行されるまでの間の移行期間に対応するため、単年度計画として「保健事業平成17年度計画」を策定し、当該計画に基づき事業を実施しているところ。

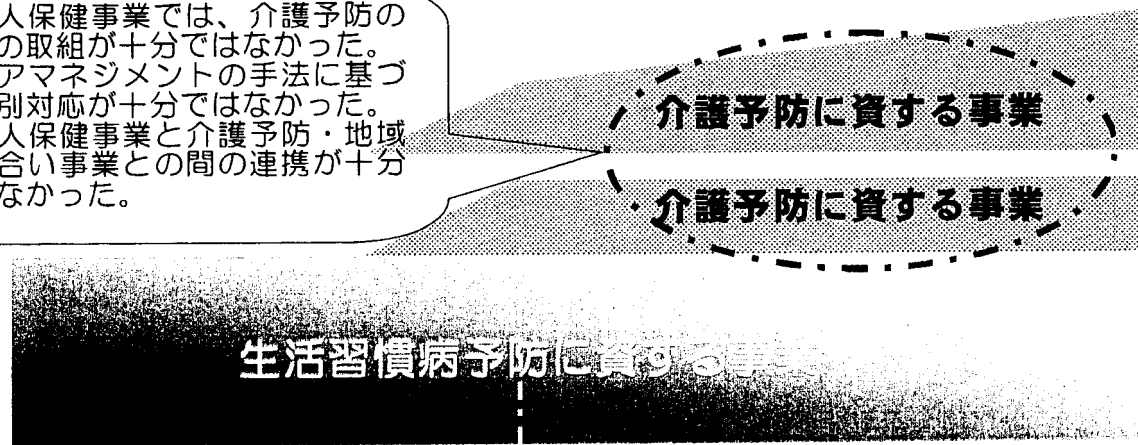
(2) 新たな保健事業計画について

平成18年度及び平成19年度においては、別途、計画を作成する必要があるが、新たな保健事業計画については、単年度計画とするかどうかという点も含め現在検討中であり、方向性が定まり次第、お示ししたいと考えている。

地域支援事業の創設

【現状】

- ① 老人保健事業では、介護予防のための取組が十分ではなかった。
- ② ケアマネジメントの手法に基づく個別対応が十分ではなかった。
- ③ 老人保健事業と介護予防・地域支え合い事業との間の連携が十分ではなかった。



40歳

65歳

【見直し案】

※活動的な85歳を
目指して介護予防
を充実

65歳以上の介護予防事業
については、18年度予算編
成過程で検討

若年期からの生活習慣病予
防についても検討



40歳

65歳

(別添)

生活機能に関するチェック項目（案）

生活機能に関するチェック項目のデータは、

- ・ 高齢者の生活機能低下の早期把握
- ・ 地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント（本人同意の上）に活用する。

項目	生活機能低下の 早期発見に資する項目	リスク管理に 関する項目
問診		
既往歴	○（生活機能全般）	○（生活機能全般）
現病歴	○（生活機能全般）	○（生活機能全般）
<u>生活機能に関する項目（基本チェックリスト参照）</u>	○（生活機能全般）	○（生活機能全般）
身体計測		
身長	○（栄養）	
体重	○（栄養）	
BMI	○（栄養）	
理学的検査		
視診（口腔内を含む。）	○（生活機能全般）	
打聴診	○（生活機能全般）	
触診	○（生活機能全般）	
<u>その他（関節可動域、嚥下機能等の簡易な検査）</u>	○（運動器、口腔）	
血圧測定		
血圧		○（運動器）
循環器検査		
※心電図検査		○（運動器）
※貧血検査		
赤血球数		○（運動器）
ヘモグロビン値		○（運動器）
ヘマトクリット値		○（運動器）
血液化学検査		
<u>血清アルブミン</u>	○（栄養）	
◎運動機能	○（運動器）	

下線部なしの項目は現行の老人保健事業の基本健康診査の項目を活用して実施する項目
（但し、※印は医師が選択して実施する項目）

下線部付きは、新たに基本健康診査に追加して実施する項目

◎印は対象者等の状況を勘案して可能な限り実施することを想定する項目

基本チェックリスト（案）

No.	質問項目	回答 (いずれかに○をお付け下さい)	
		0. はい	1. いいえ
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	片足立ちで靴下をはいていますか	0. はい	1. いいえ
7	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
8	椅子に座った状態からなにもつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
9	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
10	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
11	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
12	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
13	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
14	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
15	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
16	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
17	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると 言われますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	薬を決められた通りに飲んでいますか (飲んでいる場合のみ)	0. はい	1. いいえ
22	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめ なくなった	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっく うに感じられる	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
26	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

(注) 現在、内容について検討中であり、今後、変更の可能性がある。

老人保健事業の見直しについて

老人保健事業の現状

- 老人保健事業については、昭和57年度以降、これまで4次にわたる計画に基づき20年以上もの長期にわたり事業を展開。
- 老人保健事業は、予防活動の体系化、保健関係職種の技術の向上、高齢者に対する先駆的サービス提供のモデル的な役割等を担ってきた。

老人保健事業の課題

- これまで、規模を拡大・充実しながら事業を展開してきたところであるが、専門家等からは、
 - ① これまでは、年齢にかかわらず生活習慣病対策が実施されてきたが、今後は介護予防の観点からも事業を展開する必要がある、
 - ② 対象者の把握が困難であり、本来、健診の必要な者が制度の対象から漏れている、
 - ③ 医療保険や労働安全衛生など、他制度の保健事業との連携が必ずしもとられていない、
 - ④ 事業効果の検証や精度管理が十分に行われていない等の指摘がなされているところである。

老人保健事業の見直し

- 平成16年度は、平成12年度からスタートした第4次計画の最終年度であったことから、こうした点を踏まえ、今後の老人保健事業の在り方を検討するため、「老人保健事業の見直しに関する検討会」を局内に設置。同年10月に見直しの方向性について結論を得る（別紙）。

老人保健事業を取り巻く状況

- こうした状況を踏まえ、今回の介護保険制度改正において、65歳以上の者に対する介護予防に関する事業として「地域支援事業」を介護保険制度に位置づけ。

老人保健事業の見直しの視点について

老人保健事業の見直し－４つの視点－

「健康な６５歳」から「活動的な８５歳」へ

- これまでの老人保健事業は、生活習慣病対策を中心に「健康な６５歳」を作ること为目标としてきたが、これからは、従来の生活習慣病対策に加え、ヘルスプロモーションの視点も含め、高齢者における生活機能低下対策を強化すべきである。

健康づくり戦略の再統合と制度的役割分担の明確化

- これまで、各制度による縦割り型の健康づくりが行われてきたが、個人の生涯を通じた統一的・総合的な健康づくり体制を整備する必要がある。その上で、老人保健事業は何をどのように分担するのかを明確にするべきである。

個人のライフステージに応じた事業の展開

- これまで、一律に生活習慣病予防を想定した健康診査が実施されてきたが、今後は、ライフステージに応じた目標を示すべきである。
(例) ２０歳～３９歳：人生の「折り返し」時まで健康な生活習慣の確立を目指す。
４０歳～６４歳：健康な６５歳を目指して、従来から行われてきた健康診査等を行う。
６５歳～：活動的な８５歳を目指して、運動機能や日常生活活動等の取組を強化する。

サービスの評価の徹底

- これまで行われてきた各事業については、事業の評価が必ずしも十分とは言えなかったことを踏まえ、今後の事業の立案、実施にあたっては、その有効性等の評価に基づいて行われるべきである。

「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成16年7月30日）
社会保障審議会介護保険部会報告（抜粋）

第2 制度見直しの具体的内容

I. 給付の効率化・重点化

1. 総合的な介護予防システムの確立

(2) 「総合的な介護予防システム」の全体像

(現状における課題)

- 一方、我が国の現状は、こうした基本的な在り方とは、かなり、かけ離れた状況にあると言わざるを得ない。

現行制度で高齢者に対し介護予防・リハビリテーションの観点から提供されているサービスとしては、市町村事業として実施されている「老人保健事業」や「介護予防・地域支え合い事業」のサービス、介護保険制度における「予防給付」や「介護給付」の一部、医療保険制度におけるリハビリテーションの一部など様々なものがある。

しかし、これらのサービスは、①制度・事業の一貫性や連続性に欠け、対象者に空白や重複があること、②サービス内容も統一性がなく、各職種間の連携も十分でないこと、③対象者のニーズ・状況に関する的確なアセスメントや、サービスの結果に対する適切な評価が行われていないことなど、多くの課題を抱えている。

(4) 市町村事業の見直し

(事業の一元化)

- 介護予防の観点から見ると、前述したように、要支援や要介護状態になる前の段階から生活機能低下の危険性を早期に発見し、適切な介護予防サービスを提供することが重要である。

このため、現在、介護予防の観点から公費に基づく市町村事業として実施されている「老人保健事業」や「介護予防・地域支え合い事業」についてはこれまでの事業の評価に基づき、これを基本的に見直し、サービス内容を介護予防に効果的なものに切り換えるとともに、市町村が介護保険制度などと有機的な連携を保ちながら、積極的に事業展開することが可能となるようなものへと一元化していくことが必要である。

「介護予防に関する事業評価・市町村支援事業」 の概算要求の概要

事業の目的

平成18年4月より介護保険制度に創設される介護予防事業（地域支援事業）及び新予防給付について、より介護予防の観点から効果的な事業（サービス）の実施が図られるよう、都道府県に市町村を支援するための事業等を検討するための委員会を設置し、広域的な観点から、市町村が行う介護予防に関する事業について、様々な支援を行う。

事業の概要

1. 事業内容

- (1) 市町村を支援するための事業等を検討するための委員会の設置
 - ・ 事業計画の策定
 - ・ マニュアルの作成
 - ・ 事業評価 等
- (2) 市町村担当者に対する研修の実施
保健師等の市町村の担当者
- (3) 介護予防に関する啓発普及事業
- (4) 介護予防地域リハビリテーション推進事業の実施（※）
 - ・ 介護予防地域リハビリテーション支援体制整備推進事業
 - ・ 脳卒中情報システム事業

- | | |
|----------------|----------------------|
| 2. 実施主体 | 都道府県 |
| 3. 平成18年度概算要求額 | 約5億円 |
| 4. 補助率 | 1/2（脳卒中情報システム事業は1/3） |
| 5. 補助先 | 都道府県 |

※ 留意事項

平成17年度まで「疾病予防対策事業費等補助金」に計上していた地域リハビリテーション推進事業については、介護予防に関する事業を支援する事業として、地域支援事業において実施する方向で要求中。

(参考)

本事業のほか、改正介護保険制度施行後3年を目途として、介護予防に関する事業の費用対効果等を検証するため、継続的に評価分析を行うための事業費を要求している。

平成18年度「女性のがん緊急対策」 概算要求の概要

マンモグラフィ緊急整備事業

- 1 平成18年度概算要求額 約39億円
- 2 事業
 - マンモグラフィ緊急整備事業 250台
※ 各自治体における導入状況・計画を踏まえ整備。
 - マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修事業
- 3 補助率 1/2
- 4 補助先 都道府県、市区町村、厚生労働大臣が適当と認める者
- 5 負担割合 国 : 1/2
都道府県 : 1/2以内
市区町村、厚生労働大臣が適当と認める者 : 1/2以内
 - ※1 都道府県及び市区町村又は大臣が認める者で1/2負担分を調整。
 - ※2 市区町村及び大臣が認める者に対する補助は間接補助。
 - ※3 大臣が認める者は、検診機関、医療法人等。

女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及事業

- 1 平成18年度概算要求額 約2.3億円
- 2 事業
 - 乳がん検診及び子宮がん検診についての啓発普及事業
 - 骨粗鬆症検診についての啓発普及事業
- 3 補助先 都道府県 (補助率 : 1/2)
- 4 負担割合 国 : 1/2
都道府県 : 1/2

「マンモグラフィ緊急整備事業」の内示状況(第1次分)

都道府県名			機器整備(台数)
北	海	道	—
青	森	県	7
岩	手	県	2
宮	城	県	2
秋	田	県	4
山	形	県	5
福	島	県	7
茨	城	県	3
栃	木	県	4
群	馬	県	4
埼	玉	県	7
千	葉	県	2
東	京	都	10
神	奈	川	9
新	潟	県	11
富	山	県	2
石	川	県	7
福	井	県	1
山	梨	県	2
長	野	県	—
岐	阜	県	15
静	岡	県	18
愛	知	県	12
三	重	県	1
滋	賀	県	3
京	都	府	4
大	阪	府	17
兵	庫	県	6
奈	良	県	4
和	歌	山	1
鳥	取	県	4
島	根	県	1
岡	山	県	3
広	島	県	11
山	口	県	7
徳	島	県	—
香	川	県	2
愛	媛	県	3
高	知	県	1
福	岡	県	11
佐	賀	県	1
長	崎	県	2
熊	本	県	3
大	分	県	5
宮	崎	県	4
鹿	児	島	1
沖	縄	県	3
全		国	232

(注) 「—」表示については、今回申請が行われなかったもの。